

営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店の皆様へ

千葉県感染拡大防止対策協力金の再受付・延長のお知らせ

- ①第1弾・第2弾の申請再受付を行います。【当初申請しなかった方のみ】
- ②第3弾・第4弾の受付期間を延長します。
- ③第6弾の申請受付を開始します。

申請受付期間等(下線部は今回の変更箇所)

	時短営業要請期間	申請受付期間	備考
第1弾	令和2年12月23日～ 令和3年1月11日	令和3年1月15日～2月15日 再受付： 令和3年4月23日～5月31日	最大80万円 【以下、第1弾のみの要件】 東葛地域・千葉市 中小企業のみ 酒類提供店のみ
第2弾	令和3年1月8日～2月7日	令和3年2月10日～3月17日 再受付： 令和3年4月23日～5月31日	最大186万円
第3弾	令和3年2月8日～3月7日	令和3年3月10日～ <u>5月31日</u>	一律168万円
第4弾	令和3年3月8日～3月21日	令和3年3月26日～ <u>5月31日</u>	
第5弾	令和3年3月22日～3月31日	令和3年4月9日～5月31日	最大40万円
第6弾	令和3年4月1日～4月19日*	令和3年4月23日～6月18日	一律76万円

※まん延防止等重点措置の適用に伴い、第6弾の要請期間終期を4月21日から4月19日に変更
このお知らせは、飲食店営業許可等を受けている全ての事業者の方にお送りしていますので、協力金の対象とならない場合もありますので、ご容赦ください。

※対象とならない例

- 宅配専門店、テイクアウト専門店、ネットカフェ、漫画喫茶、イートイン等
- もともとの営業時間が要請の範囲内で、営業時間を短縮していない
- 県が求める感染防止対策を講じていなかった

※協力金の詳細は、コールセンターの他、特設サイトや申請要領を参照してください。(あらまは裏面をご覧ください)

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

電話番号 0570-003894

受付時間 午前9時～午後6時(土・日・祝日含む)

特設サイト <https://chiba-kyouryokukin.com/>

申請要領は各市町村の窓口で配布しています。



事実を偽って協力金の申請をすることは犯罪です。
不正受給に対しては、警察当局と連携し厳格に対処します。

【主な対象要件】

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者(個人事業主を含む)※であること
※ただし、第1弾については「東葛地域及び千葉市内で酒類の提供を行う飲食店を運営する中小企業者」に限る。
- 県からの営業時間短縮要請の開始日より前に開業し、必要な飲食店営業許可等を取得のうえ運営していること
- 県からの要請を受け、従前の営業時間を短縮※したこと(休業を含む)
※短縮後は、第1弾では「22時から翌朝5時」、第2～4弾では「20時から翌朝5時」、第5、6弾では「21時から翌朝5時」の間、営業をしないこと
- 要請の全期間において、県が要請する感染防止対策を全て実施すること
- 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること
- 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと
- 「暴力団排除に関する規定」を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについてあらかじめ承諾すること
など

【主な提出書類】

- 千葉県感染拡大防止対策協力金申請書兼実施報告書
- 誓約書(虚偽がないこと、店名等の公表に同意することを含む)
- 飲食店営業許可証の写し
- 売上台帳等の写し
- 酒類の提供を行っていたことがわかる書類(メニュー表など)
- 営業時間短縮要請の期間中に感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類(休業した場合は不要)
- 営業時間短縮または休業の状況が確認できる書類
- (協力金(第1弾・第2弾)を申請する場合) 当初申請期限内に申請できなかった理由書

【留意事項】

- 申請に当たっては、申請する協力金の申請要領で内容を必ずご確認ください。
- 再受付分については、郵送のみの受付としており、オンライン申請はできません。
- 第1弾・第2弾の申請要領については、各市町村の窓口及び各商工会議所・商工会で入手できるほか、協力金の特設サイト(<https://chiba-kyouryokukin.com/>)からダウンロードもできます。
- 第1弾については、東葛地域及び千葉市において酒類を提供する飲食店を運営する中小事業者のみが対象となります。
- 再受付分を申請する際は、通常の申請書類に加え、当初申請期限内に申請できなかった理由書を追加していただきます。